入院時の食費について

入院したときの食事代は、診療費とは別に、定額（標準負担額）を自己負担し、残りは当組合が負担します。

昨今の物価高騰の影響で、食材費や光熱・水道費が上昇している状況を踏まえ、令和8年6月1日より入院時の食事療養費が下記のとおり改正されます。

対象者	1食当たりの入院時食事療養標準負担額		
	現行 （～令和8年5月31日）		改正後 （令和8年6月1日～）
一般の方	510円		550円
住民税非課税世帯 ・70歳未満の方 ・70歳以上で低所得Ⅱの方	240円		270円
住民税非課税世帯で 70歳以上で低所得Ⅰの方	110円		130円